



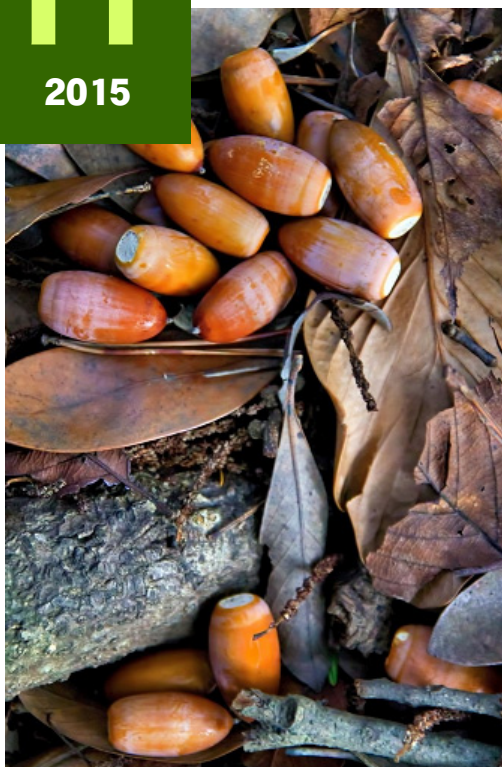
# NEWS LETTER

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」。昼夜の気温差が大きいほど紅葉は美しくなるそうです。皆さん、今年は紅葉を見に行かれますか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

11

2015



年末に適用期限を迎える制度の  
確認をしましょう

今年も大幅引上げとなる  
最低賃金

業種別にみる年末賞与  
1人平均支給額

ネットショッピングで使う  
最高額はどのくらい？

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

# 年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう

税金を計算する上において優遇が受けられる制度のうち、年末で適用期限を迎えるものがいくつかあります。そのうち、マイホームの住み替えを税の視点から支援する制度を今回ご紹介いたします。検討すべき取引（行為）がないかどうか、最終確認をしましょう。

## ライフステージに応じた円滑な住み替えを支援する制度

住生活の安定の確保と、向上の促進のための基本的施策である住生活基本計画（全国計画：平成23年3月15日閣議決定分）では、「国民一人一人が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を図る」ことが目標の一つとして掲げられています。ここでは、住み替え支援の促進が施策として示されており、税制面からも住み替えを支援する制度が設けられています。

この住み替えを支援する税制のうち、平成27年12月31日が適用期限となる3つの制度をご紹介します。

### 【住み替えを支援する主な税制（平成27年12月31日が適用期限）】

制度名	特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	特定の居住用財産の買換えの特例
制度の概略	住宅ローンが残っているマイホームを、住宅ローン残高を下回る価額で売却して、譲渡損失が生じた場合、その年の給与所得や事業所得などの他の所得から控除することができ、控除しきれなかった場合には、3年間繰り越して控除することができる制度	マイホームを買換えたときに譲渡損失が生じた場合、その年の給与所得や事業所得などの他の所得から控除することができ、控除しきれなかった場合には、3年間繰り越して控除することができる制度	特定のマイホームを買換えて、譲渡益が生じたとき、その譲渡益の課税を将来へ繰り延べる制度
主な適用要件	売却するマイホームの所有期間の制限	売った年の1月1日における所有期間が5年を超えるマイホームであること	売った人の居住期間が10年以上で、かつ、売った年の1月1日における所有期間が10年を超えるマイホームであること
	売却代金の上限	なし	あり（1億円以下）
	新たにマイホームを取得する必要性の有無	なし	あり
	買換えたマイホーム（新居）の住宅ローン有無	なし	新居に償還期間10年以上の住宅ローンがあること

## ■適用期限の2年延長を要望

いずれの制度においても国土交通省は2年間の延長を、平成28年度税制改正の要望事項として提出しました。提出した要望の内容を整理すると、次のとおりです。

### 【平成28年度税制改正要望（国土交通省）】

制度名	特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	特定の居住用財産の買換えの特例
制度の必要性	住宅ローンが残るマイホームを売却し、売却代金をローンの返済に充てた上で、住み替えを余儀なくされる者（リストラや事業の失敗により所得が減った者等）の住み替えを支援	特に、地価高騰期にマイホームを取得した者は、多額の含み損を抱えていることが多く、マイホームの買換えの障害となる譲渡損失の発生を可能な限り最小化して、円滑な住み替えを支援	マイホームの買換えに当たって譲渡益が生ずるのは、所有期間の長い高齢者層が多く、買換えの障害となる売却時の課税負担を減少させ、ライフステージの変化に応じた円滑な住み替えを支援
これまでの適用実績	平成23年 917件 平成24年 860件 平成25年 894件	平成23年 9,134件 平成24年 9,240件 平成25年 10,195件	平成23年 465件 平成24年 389件 平成25年 422件
適用見込み (平成24年と25年の平均より)	877件	9,718件	406件
税目	所得税及び個人住民税		

財務省HP「平成28年度税制改正要望（国土交通省）」より 一部筆者編集

いずれの制度についても、根幹である『住み替えを支援』する必要性を訴えています。また、住生活基本計画において最低居住面積水準未達率や、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を目標値として定めており、これらを達成させるためにも引き続き税制面での支援を要望しているようです。



28年度税制改正での延長等の措置がなければ、この制度の適用も年末で期限を迎えます。税制改正は例年12月中旬頃に発表されているため、税制改正の行方によって検討されるのであれば、年末ぎりぎりの判断を迫られそうです。

# 今年も大幅引上げとなる最低賃金

## 最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、毎年度、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、毎年10月ごろに「地域別最低賃金」が改定されることになっています。平成27年度についても全都道府県の「地域別最低賃金」が出揃いつつありますので、確認しておきましょう。

## 平成27年度の地域別最低賃金と発効日

平成27年度の地域別最低賃金と発効日は下表のとおりとなっています。全都道府県で16円以上の引上げになりました。昨年度、もっとも低い引上げ額が13円でしたので、今年度と合わせてみると、全都道府県において2年間で29円以上の引上げとなります。

この内容は平成27年9月18日時点の情報に基づいて作成しています。

表 平成27年度の最低賃金

単位:円

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	748	764	16	平成27年10月8日	滋賀	746	764	18	平成27年10月8日
青森	679	695	16	平成27年10月18日	京都	789	807	18	平成27年10月7日
岩手	678	695	17	平成27年10月16日	大阪	838	858	20	平成27年10月1日
宮城	710	726	16	平成27年10月3日	兵庫	776	794	18	平成27年10月1日
秋田	679	695	16	平成27年10月7日	奈良	724	740	16	平成27年10月7日
山形	680	696	16	平成27年10月16日	和歌山	715	731	16	平成27年10月2日
福島	689	705	16	平成27年10月3日	鳥取	677	693	16	平成27年10月4日
茨城	729	747	18	平成27年10月4日	島根	679	696	17	平成27年10月4日
栃木	733	751	18	平成27年10月1日	岡山	719	735	16	平成27年10月2日
群馬	721	737	16	平成27年10月8日	広島	750	769	19	平成27年10月1日
埼玉	802	820	18	平成27年10月1日	山口	715	731	16	平成27年10月1日
千葉	798	817	19	平成27年10月1日	徳島	679	695	16	平成27年10月4日
東京	888	907	19	平成27年10月1日	香川	702	719	17	平成27年10月1日
神奈川	887	905	18	平成27年10月18日	愛媛	680	696	16	平成27年10月3日
新潟	715	731	16	平成27年10月3日	高知	677	693	16	平成27年10月18日
富山	728	746	18	平成27年10月1日	福岡	727	743	16	平成27年10月4日
石川	718	735	17	平成27年10月1日	佐賀	678	694	16	平成27年10月4日
福井	716	732	16	平成27年10月1日	長崎	677	694	17	平成27年10月7日
山梨	721	737	16	平成27年10月1日	熊本	677	694	17	平成27年10月17日
長野	728	746	18	平成27年10月1日	大分	677	694	17	平成27年10月17日
岐阜	738	754	16	平成27年10月1日	宮崎	677	693	16	平成27年10月16日
静岡	765	783	18	平成27年10月3日	鹿児島	678	694	16	平成27年10月8日
愛知	800	820	20	平成27年10月1日	沖縄	677	693	16	平成27年10月9日
三重	753	771	18	平成27年10月1日					

※平成27年9月18日時点

大幅な引上げとなっていますので、採用募集時の賃金を引上げるにより社内の賃金バランスが崩れていないかも確認しておきましょう。

厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

# 業種別にみる年末賞与 1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成26年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

## 全体では25年を上回る金額に

主な業種・規模別に年末賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成26年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
<b>調査産業計</b>	265,545	343,624	0.97	1.12	72.0	91.2	69.8	89.9
<b>建設業</b>	273,169	436,176	0.82	1.11	72.2	99.1	69.3	98.2
総合工事業	246,383	351,234	0.83	0.97	72.0	98.3	69.0	96.7
職別工事業	257,659	230,315	0.73	0.71	66.0	100.0	64.2	100.0
設備工事業	325,976	652,138	0.92	1.56	79.1	100.0	76.1	100.0
<b>製造業</b>	250,343	355,778	0.88	1.10	70.3	89.6	67.9	87.9
消費関連製造業	179,374	243,758	0.70	0.85	64.1	84.6	61.8	82.3
素材関連製造業	280,667	397,560	0.95	1.24	72.9	90.4	70.7	89.3
機械関連製造業	288,500	418,487	0.98	1.16	74.8	94.0	72.2	92.1
食料品・たばこ	198,605	213,265	0.79	0.78	66.4	81.9	62.8	79.5
繊維工業	121,015	257,597	0.53	0.86	55.6	83.7	53.5	79.7
木材・木製品	246,078	288,111	0.97	1.00	66.2	96.6	62.6	92.6
家具・装備品	181,943	268,290	0.75	1.06	60.9	86.1	57.9	89.7
パルプ・紙	228,261	310,508	0.80	1.08	75.0	94.5	74.8	95.2
印刷・同関連業	204,571	251,318	0.73	0.84	63.5	90.5	64.1	88.4
化学、石油・石炭	476,007	621,632	1.36	1.59	86.5	95.2	80.3	93.9
プラスチック製品	211,094	314,148	0.82	1.05	76.3	93.7	72.5	91.3
ゴム製品	221,220	346,257	0.80	1.34	84.5	87.3	77.5	88.9
窯業・土石製品	283,781	408,197	0.93	1.13	79.2	93.7	78.7	93.9
鉄鋼業	329,961	426,292	1.04	1.18	84.9	92.3	82.5	90.9
非鉄金属製造業	268,827	408,885	0.91	1.30	53.0	100.0	60.4	100.0
金属製品製造業	275,820	372,145	0.96	1.28	65.8	79.2	64.4	78.8
はん用機械器具	336,255	651,066	1.10	1.65	81.1	100.0	80.4	100.0
生産用機械器具	308,194	361,943	0.98	1.07	76.7	95.3	74.5	93.9
業務用機械器具	300,779	381,259	1.03	1.19	86.1	96.0	78.0	95.0
電子・デバイス	185,463	486,375	0.79	1.10	62.5	91.3	63.3	88.5
電気機械器具	308,535	308,855	1.05	1.10	81.3	89.6	77.9	87.3
情報通信機械器具	386,297	284,316	1.12	0.99	77.1	85.5	71.1	80.4
輸送用機械器具	205,554	444,374	0.81	1.18	62.7	96.6	59.0	95.5
その他の製造業	157,694	357,933	0.62	1.11	71.2	90.6	70.0	86.0
<b>電気・ガス・熱供給等</b>	580,690	652,487	1.69	1.77	88.3	92.1	89.1	93.8
<b>情報通信業</b>	308,522	614,249	0.96	1.51	71.6	92.1	71.4	90.9
通信業	263,558	825,756	0.99	1.86	86.4	100.0	81.7	100.0
情報サービス業	320,954	504,379	1.04	1.35	66.8	93.5	69.7	92.7
映像音声文字情報	319,256	823,337	0.80	2.14	73.7	90.9	72.0	85.7
<b>運輸業、郵便業</b>	327,478	281,987	1.06	1.01	70.8	88.6	72.0	85.8
道路旅客運送業	123,909	100,719	0.47	0.47	44.0	79.1	36.8	76.2
道路貨物運送業	179,079	229,929	0.69	0.88	61.5	86.2	63.3	83.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成26年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
<b>卸売業、小売業</b>	274,865	281,711	0.95	0.99	70.5	91.3	70.9	90.9
卸売業	434,306	507,112	1.31	1.43	85.0	91.5	83.2	90.2
繊維・衣服等卸売業	191,082	112,372	0.61	0.61	86.5	91.6	76.5	83.3
飲食料品卸売業	302,136	389,785	1.02	1.24	78.4	87.2	74.1	84.6
機械器具卸売業	493,618	672,678	1.50	1.86	86.6	94.1	87.3	91.9
小売業	179,984	147,507	0.76	0.72	64.1	91.2	65.5	91.4
各種商品小売業	86,027	102,050	0.44	0.58	65.1	100.0	68.7	100.0
織物等小売業	136,629	0	0.70	0.00	61.5	0.0	65.0	0.0
飲食料品小売業	71,411	110,716	0.47	0.64	39.1	92.0	39.7	91.2
機械器具小売業	377,182	387,968	1.16	1.19	90.7	91.7	87.9	91.4
<b>金融業、保険業</b>	511,346	546,658	1.57	1.52	94.8	98.2	92.7	97.5
<b>不動産業、物品賃貸業</b>	329,189	437,539	1.22	1.25	73.7	94.7	72.5	92.7
不動産業	389,145	509,304	1.35	1.39	71.3	94.9	69.5	92.9
物品賃貸業	236,450	338,955	0.98	1.09	77.6	94.4	78.9	92.5
<b>学術研究等</b>	377,243	543,915	1.15	1.45	80.8	89.3	79.1	86.0
専門サービス業	384,608	799,815	1.20	1.71	80.6	73.4	81.1	75.0
広告業	292,355	231,758	1.06	0.83	37.7	89.0	45.6	75.0
技術サービス業	337,644	547,886	1.08	1.48	83.8	95.4	79.7	92.1
<b>飲食サービス業等</b>	47,259	58,216	0.37	0.36	54.7	83.7	47.9	81.1
宿泊業	110,387	94,117	0.62	0.42	61.8	73.4	54.8	71.9
飲食店	39,607	47,204	0.34	0.33	53.7	85.6	47.2	82.0
持ち帰り・配達飲食	47,484	101,408	0.42	0.56	56.7	82.9	47.4	85.7
<b>生活関連サービス業等</b>	137,963	157,766	0.57	0.69	54.5	82.3	49.2	82.2
娯楽業	164,974	144,231	0.67	0.69	63.2	86.3	55.8	85.8
<b>教育、学習支援業</b>	421,144	648,360	1.41	1.87	87.6	96.3	82.4	96.3
学校教育	537,720	673,511	1.74	1.93	97.5	96.8	97.3	97.4
他教育、学習支援	177,363	475,908	0.92	1.45	72.2	93.3	67.3	89.5
<b>複合サービス事業</b>	498,673	492,750	1.63	1.57	98.2	100.0	98.6	100.0
<b>その他のサービス業</b>	297,057	302,775	1.11	1.05	80.0	83.4	76.6	81.5
廃棄物処理業	329,246	346,199	1.14	1.10	83.4	96.0	77.4	95.0
自動車整備等	312,263	643,687	1.03	1.57	84.9	94.8	81.3	95.2
職業紹介・派遣業	171,325	157,548	0.88	0.67	74.4	70.9	71.4	64.3
他の事業サービス	245,438	246,510	1.01	0.94	76.0	80.4	72.3	79.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

26年の支給労働者1人平均支給額をみると、調査産業計は5~29人規模が約27万円、30~99人規模が約34万円となりました。25年と比較すると、5~29人規模で5,000円程度、30~99人規模で1万円程度の増加でした。業種ごとにみると、80万円を超える業種がある一方で、10万円未満の業種もあり、金額に幅がみられます。

中小企業庁が今年8月に発表した調査結果によると、平成26年度に賞与・一時金を増額した中小企業は全回答企業の29.1%でした。27年度は、予定を含めて賞与・一時金を増額した割合は28.9%で、26年度とほぼ同じ結果になりました。今年の年末賞与はどのような結果になるのでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html

IT news

# ネットショッピングで使う 最高額はどのくらい？

ここでは今年7月に発表された総務省の「平成26年通信利用動向調査（世帯編）」（※）の結果から、ネットショッピングでの利用金額などに関するデータをみていきます。

## インターネットで購入するものは

上記調査結果から、過去1年間にインターネットで購入した物品やサービスで購入割合が高いものをまとめると、右表のとおりです。日用雑貨の購入割合が唯一50%を超えました。また、書籍や音楽・映像関連商品の購入割合も高くなっています。その他、耐久消費財も20%を超える割合となりました。

男女別では、日用雑貨と各種チケット・金券、音楽は女性の購入割合の方が高く、その他は男性の方が高くなりました。

ちなみに、男性の平均は35,684円、女性は24,927円で、男性の方が1万円程度高くなりました。

全体的に、男性の方が利用金額の高い回答が多く、女性よりもインターネットで高額な買い物をする傾向があるようです。

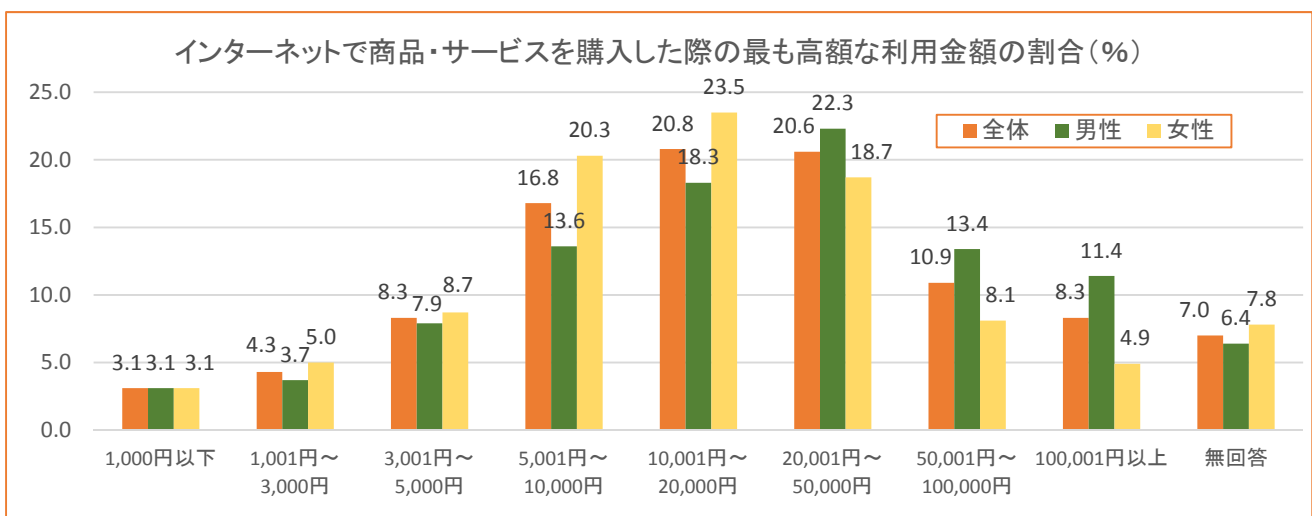
過去1年間にインターネットで購入した物品・サービス別購入割合（%）

日用雑貨（食料品、衣料品、化粧品、文房具など）	50.8
書籍・CD・DVD・ブルーレイディスク（電子書籍などデジタル配信されるものを除く）	38.1
趣味関連品（アクセサリ、楽器、スポーツ用品、玩具、自動車用品など）	37.7
各種チケット・金券（交通機関、ホテル・旅館、コンサート等のチケット予約及び購入）	34.8
音楽（着信メロディなども含む）	24.3
耐久消費財（家電、家具など）	20.8

総務省「平成26年通信利用動向調査（世帯編）」より作成

## 男性の方が高額な割合が高い

次にインターネットで商品・サービスを購入した際の、最も高額な利用金額についての回答割合をまとめると、下グラフのとおりです。男性は20,001円～50,000円の割合が最も高く、女性は10,001円～20,000円の割合が最も高くなっています。



（※）総務省「平成26年通信利用動向調査（世帯編）」

住民基本台帳より一定の基準により抽出した全国40,592世帯を対象とした調査です。ここで紹介したデータは、15歳以上のインターネットでの購入経験者を対象としたものです。詳細は次のURLのページより確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2015年11月

## お仕事備忘録

- 1. 年末調整の準備
- 2. 年末賞与の支払準備
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
- 4. 翌年のカレンダーの作製
- 5. 忘年会の準備
- 6. 防火対策

### 1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れがないように、回収期限を早めに設け確認しましょう。また、平成28年分の扶養控除等申告書を同時に提出してもらう場合には、マイナンバーの記載及び本人確認について、適切なアナウンス等を行いましょう。

### 2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

### 3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日（今年は暦の関係で16日）までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

### 4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。  
取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

### 5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。  
全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめましょう。

### 6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- 消防設備の点検 . . . . . 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- 非常時の対応方法見直し . . . . . 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。  
また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。





2015.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。  
段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるように  
しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	仏滅	
2	月	大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分）</li> <li>●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合</li> <li>●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告）</li> </ul>
3	火	赤口	文化の日
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅	
8	日	大安	立冬
9	月	赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秋季全国火災予防運動（～15日まで）</li> </ul>
10	火	先勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分）</li> <li>●一括有期事業開始届（建設業）届出</li> </ul>
11	水	友引	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限</li> <li>●労働保険料の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）</li> </ul>
17	火	先負	
18	水	仏滅	
19	木	大安	
20	金	赤口	
21	土	先勝	
22	日	友引	
23	月	先負	小雪 勤労感謝の日
24	火	仏滅	
25	水	大安	
26	木	赤口	
27	金	先勝	
28	土	友引	
29	日	先負	
30	月	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分）</li> <li>●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）</li> </ul>